

「安全審査指針類に瑕疵があった」

「全面的な見直しが必要」「審査し直されてしかるべき」

「それ(改定指針)に合わない炉は当然廃止していく」

「ストレステストの一次評価だけでは不十分、

総合的安全評価ができず、安全性のレベルを示せない」

安全基準には法的欠陥 = 瑕疵があった

斑目春樹原子力安全委員会委員長は2月15日、国会の東京電力福島原子力発電所事故調査委員会(国会事故調)で参考人として極めて重要な証言を行いました。それは次の通りです。

(1) 原子力安全規制行政の根幹をなす安全審査指針類(安全基準)には瑕疵(かし:法的責任を問われても言いわけできない重大な欠陥)がある。

(2) 原子炉立地審査指針をはじめとする安全審査指針類には全面的な見直しが必要であり、安全審査をもう一度し直されてしかるべきだ。

(3) 全面改定された指針類に適合しない原発は当然廃止していく必要がある。

他方では、規制当局の責任を棚に上げ、次のように電力会社と責任のなすり合いをしています。

(4) 電力会社が一番低い安全基準等を提案すると、それを規制当局のみ、今度は、国がお墨付きを与えているから安全だとして安全性向上の努力をしなくなった。安全確保の一義的責任は電力会社にあるにもかかわらず、安全審査指針類を逆手にとって安全性向上の努力をしない理由に使っていたとすれば大変心外だ。

また、原子力安全委員会は3月末で廃止されるため、安全基準の全面的な改定は新組織に引き継いで行われる、と次のように明言しました。

(5) 原子力安全委員会では安全設計審査指針と耐震設計審査指針の見直しをしているが、原子力安全委員会自体が3月末でなくなるので、それまでに中間とりまとめを行い、新組織に引き継ごうと思って

いる。指針類の見直しも原子力安全・保安院による緊急安全対策も応急的な暫定措置に留まっており、プラントの基礎体力、安全をきっちり担保するという観点ではまだ移行途中だ。

さらに、「組織」以上に「人」が大事だと次のように反省しています。

(6) 安全性を高めるためには、どんなに事業者が抵抗しようと何しようと最大限の努力をするんだという思いがいかに強いが、それだけで決まってしまう。そうでないと、何か一生懸命言いわけだけを考えて、現状のままでも何とかなるからというところに留まりかねない。そこを引っ張る人の意欲と知識で決まるのではないか。

ストレステストの一次評価では不十分

斑目委員長は、2日後の2月17日に川内博史衆院議員(民主党原発事故収束対策プロジェクトチーム事務局長)と会談し、大飯3・4号の運転再開の可否を判断するための「ストレステスト一次評価」について次のように発言し、物議をかもしています。

(7) 安全性がどれくらいあるかということについては、ストレステストの一次評価だけでは不十分だ。二次評価までやればかなりのところが見えてくる。総合的安全評価は原子炉の運転とは無関係に行われるものであり、一次評価と二次評価でセットだ。

大飯3・4号炉の運転再開は、総理大臣、官房長官、経済産業大臣、原発事故担当大臣の4閣僚がストレステストの一次評価結果を受けて政治的に判断するとしていますが、斑目委員長は、「一次評価だけでは不十分であり、総合的安全性の評価はで

きない」と言うのです。ストレステストだけでは不十分だというのは、原発立地点の西川一誠福井県知事も同じ見解です。西川知事は、ストレステストではなく、「福島第一原発重大事故の知見を反映させた暫定的な安全基準を示し、それに基づいて安全性を厳格に確認せよ」と求めています。しかし、政府からは暫定的な安全基準が一向に示されず、政府の意向と食い違う斑目委員長の発言が出たことには当惑し、2月22日の記者会見で「政府の判断に脈絡がなければ立地地域も対応できない」と批判し、暫定のレベルを下げてでも良いかのように「別に難しいことでも何でもない」から暫定的な安全基準を早く示せと政府に迫っています。斑目委員長の言うように、安全基準が全面的に改定されることになれば、暫定基準といえども簡単に示せるわけがなく、原発の長期停止は避けられないでしょう。西川知事は、その責任を福井県に押しつけられてはたまらないとでも考えているのでしょうか。翌日には、牧野聖修経済産業副大臣を福井県庁へ呼びつけ、安全基準の早期設定など7項目を要求しましたが、「誠意を持って重く受け止め」られただけで、「安全基準を示す時期は分からない」との回答を得たに留まりました。

#### 定期検査に合格すれば運転再開すればよい

マスコミで予想以上に騒がれたためか、斑目委員長は2月20日の記者ブリーフィングで、舌の根が乾かぬうちに、次のような発言をし、安全規制行政における瑕疵の上塗りをしています。

(8) 再稼働の条件とは、原子力安全・保安院のほうで定期検査を行い、災害の防止上、支障のないことを確認するということだ。法律的にもそうなっている。 ストレステストの一次評価を運転再開の可否と結び付けるのは、政府の判断だ。運転再開すれば大事故の起こる蓋然性が非常に高いと原子力安全委員会が判断したら、勧告権を使って止めさせるが、そういう状況だと認識しているわけではない。

斑目委員長は、安全基準の全面的な見直しと安全審査のやり直しが必要であり、改定基準に満たない原発は廃止すべきとまで証言しながら、原子力安全・保安院が指示した緊急安全対策で「大きな穴が

ふさがれたかどうか」の確認と評価が済めば、これまで通りの手順で粛々と運転を再開すればよい、不十分なストレステストの一次評価で再稼働の判断を行うのは政府の勝手だと居直ったのです。こんなでいたらくで、「どんなに事業者が抵抗しようと何しようとも最大限の努力を」したと言えるのでしょうか。

本来であれば、原子力安全規制行政に重大な瑕疵があったと認めた以上、原子力安全委員会は原子力安全・保安院とともに総懺悔し、なぜ、このような事態に至ったのかを猛反省し、「瑕疵のある安全基準や法律の下では、安全性を保証できないため、すべての原発・核施設を停止すべきだ」と総理大臣に勧告すべきです。福島第一原発重大事故の終息に全力を注ぎ、事故原因・経過の究明に協力し、安全基準の問題点の解明に注力すべきです。その結果を受けて、政府と国会が新しい原子力規制行政を抜本的に立て直し、原子力村に利害関係のない専門家を中心に据えて安全基準を抜本的に改定すべきです。それまで、すべての原発・核施設の運転を全面的に停止すべきです。新しい安全基準に基づいて安全審査をもう一度やり直し、基準に満たない原発・核施設は閉鎖すべきです。また、立地当初の約束通り、30年を超えた原発は無条件に閉鎖すべきです。原子力安全委員会は廃止される直前まで瑕疵の上塗りをし続けるつもりでしょうか。

原子力安全審査指針類に瑕疵があり、全面改定の必要性を認めざるを得なくなった政府は動揺しています。東日本大震災直前に電力会社が文部科学省事務局と行った「貞観地震を過小に見せかけるための秘密会合」も暴かれています。今なら、「安全基準の抜本改定がなされ、安全審査をやり直さない限り、運転再開できない」状況へ政府を追い込むことができます。「原発・核施設の全面停止！大飯3・4号炉の運転再開阻止！」の課題を「原発・核燃料サイクル政策の脱原発への抜本的転換！原子力安全規制体制の根本的再編！安全基準を抜本的に改定し安全審査をやり直せ！30年超の老朽原発を無条件廃炉に！」の課題と結びつけ、脱原発へ進むことが求められています。以下では、その証言内容に立ち入って、もう少し詳しく見てみましょう。

## (1) 安全審査指針類に瑕疵

まずは、原子力安全規制行政の根幹をなす安全審査指針類に瑕疵があったことを認めた斑目原子力安全委員長の証言から見ていきましょう。斑目委員長は2月15日の国会事故調で次のように安全基準の瑕疵を率直に認め、謝罪しています。

「今まで発行してきた安全審査指針類にいろいろな意味で瑕疵があったということは、もうこれははっきりと認めざるを得ないところでございます。例えば、津波に対して十分な記載がなかったとか、あるいは全交流電源喪失ということについては、解説の中に、長時間のそういうものは考えなくてもいいとまで書くなど、明らかな誤りがあったことは認めざるを得ないところで、大変、原子力安全委員会を代表しておわび申し上げたいと思っております。

その原因として、電力会社と規制当局の癒着関係を臭わせ、「一番低い安全基準か何かを電力会社が提案すると、何となくそれを規制当局としてはのんでしまう。」という形で安全基準が厳しく設定されなかったというのです。米国では2001年の9.11以降に米原子力規制委員会NRCが原発テロ対策として設備強化を求めた命令B5bが2002年2月に出され、全電源喪失対策がとられていますが、日本では、「そういうのを横目に見ながら、何ら対応もしなかった」だけでなく、「我が国ではそこまでやらなくてもいいよという、言いわけといたしますが、やらなくてもいい」ということの説明にばかり時間をかけてしまって、幾ら抵抗があってもやるんだという意思決定がなかなかできにくいシステムになっている。このあたりに問題の根っこがあるのではないかと安全基準を厳しくすることへの強い抵抗が電力会社にも規制当局にもあったことを吐露しています。これには、縦割り官僚機構の弊害も絡んでいました。2002年2月のNRC命令B5bについて「原子力安全委員会は全く実は知らなかった。今回初めて知って、ああ、これをもっとちゃんと読み込んでおくべきであった。あれがたまたま、9.11、核セキュリティーの方の話としてあったものですから、安全委員会の所掌ではなくて原子力委員会の所掌で、安全委員会は全くつんぼに置

かれたということです。」

ところが、斑目委員長の「謝罪」を真に受けるのは早そうです。たとえば、シビアアクシデント対策について、IAEA(国際原子力機関)などでは五重の防護を考えていますが、日本では「事象の発生防止、進展防止、それから影響緩和、その三層までしか考えてございません。これに対してIAEAなどでは、さらにそこを超えてシビアアクシデントになったときの防護対策、さらには、最終的には防災対策といいますが、そういうところまで考えなさいよとやっているところを、我が国の場合は三重のところとめていた、そういう反省がございます」と、斑目委員長は続けます。実際、日本では米スリーマイル島原発事故程度の放射能放出しか想定せず、防災訓練も10km圏内の狭い範囲に留めていました。チェルノブイリ事故のような大規模放射能放出事故は炉型が違うから起こらないとしてきました。だけど、今回の福島第一原発重大事故をはじめ大規模放射能災害の発生を前提とするような原発の存在を容認して「シビアアクシデント」対策を強化するのでいいのでしょうか。原発を廃止してシビアアクシデントの危険そのものをなくするのが大切なのではないのでしょうか。日本では、原発重大事故による放射能災害を現実的な危険だと認めたくないから、シビアアクシデント対策を三重までに留めていたのであり、今回の重大事故を機に、放射能災害のリスクをも受忍せよと国民に迫るのは本末転倒ではないのでしょうか。

また、斑目委員長は、安全基準改定に際し、これまで導入できなかった確率論的安全評価や安全目標を全面的に導入すべきだと主張しています。すなわち、「決定論的な考え方だけではなくて、確率論的な考え方とか、いろいろなものをちゃんと組み合わせて適切に考えなさいよというふうに国際的な安全基準はなっていますが、その辺についてもまだ全く追いついていない。ある意味では、30年前の技術か何かで安全審査が行われているという実情があります。こういうあたりは、早急に直していかなければいけない」…ちょっと待って下さい。30年前の古い安全基準だから悪いのではなく、安全基準が緩くズサンだから全面的に改定しなければならないのです。

安全目標などの確率論的な考え方では、原発重大事故を一定の確率、たとえば、「炉心損傷頻度が1万炉年に1回までは許容する」ということになります。このようなリスク(安全目標)を国民に受忍させ、「重大事故の確率が大きく増えないような運転期間の延長や保守点検の合理化なら認める」という形で手抜き管理が正当化されていくのです。こんなものをドサクサに紛れて導入しようというのは断じて許せません。

## (2) 安全基準の全面見直しと安全審査のやり直し

班目委員長は、2月15日の国会事故調証言で、安全基準の全面的な見直しと安全審査のやり直しが必要だと明言しています。その部分に関する石橋克彦委員とのやりとりを以下に抜粋しましょう。

石橋委員 次に、安全審査指針類の根底にある原子炉立地審査指針…これは、原則として、大きな事故の誘因となるような事象が過去はもちろん将来もない、そういう場所に原則立地しなければいけないということをうたっていますし、それから、重大事故…あるいは仮想事故の発生を仮想しても…周辺の公衆に著しい放射線障害あるいは放射線災害を与えないことということを目標にしていますよね。この指針に関して、福島原発事故を目の当たりになさって、どういうふうに今評価なさっていますか。

班目参考人 正直申し上げて、全面的な見直しが必要だと思っております。私の聞いている限りでは、原子力基本法がそもそも改正になるというふうに聞いています。これまでの考え方というのは、どちらかという人への被害ということだったんですが、今度、基本法が改正されて、人と環境の被害を防ぐということになるというふうに伺っております。今までの例えば立地指針に書いてあることだと、仮想事故だとかいいながらも、実は非常に甘々の評価をして、(放射能が)余り出ないような強引な計算をやっているところがございます。ですから、今度、原子力基本法が改正になれば、その考え方にのっかって全面的な見直しがなされてしかるべきものだというのが、これは私の個人的な考え方でございます。

石橋委員 先生個人としては、できるだけ早急に

そういう根本的な改定をすべきだとお考えなわけですね。

班目参考人 はい、そのとおりでございます。

石橋委員 ですけれども、現在は宙ぶらりんな状態なわけで、3.11以降、要するに指針類全体の不備が誰の目にも明らかになって以降、稼働している、あるいは一時的にとまっているけれども再稼働しようとしている、そういう既設の原発は、その安全性に関しては、適正な安全審査指針類で保証された安全性というものがないままに動いている格好になっているわけです。国民の中には、これはもう、まるで適正な車検を受けていない大型ダンプカーが市街地を突っ走っているようなものじゃないか、怖くてしょうがないなんという声もあるわけですが、このあたりはいかがお考えですか、この現状に関して。

班目参考人 まさにおっしゃるとおりで、現在のところできているのは、例えば原子力安全・保安院の方から出された緊急安全対策に対しての手当てがなされているとか、あるいは指針類の見直しも、大変残念ながら、全交流電源喪失だとか津波だとかに対する配慮が足りなかったところ、そういうところを直すという暫定措置にとどまっているのは事実です。したがって、石橋先生がおっしゃるように、これは全面的な見直しを早急に進めて、残念ながら、原子力安全委員会はもうあと一月ちょっとでなくなってしまうので、新規制庁の方で、しっかりとしたものののっかって、今度はバックフィットも法律化をされるというふうに伺っていますので、審査をもう一度し直されてしかるべきだというふうに思っております。

この主張に基づけば、安全基準の抜本的かつ全面的な改定なくして運転再開などありえません。また、改定された安全基準を既存原発にバックフィットさせて安全審査をやり直すべきだとまで言っているのですから、何年もの長期停止は不可避です。

また、今の安全基準では単一故障しか考慮していませんが、地震や津波などの共通原因による同時多重故障を考慮させる必要があります。「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の技術的

知見について(中間取りまとめ)。(2012年2月、原子力安全・保安院)によれば、「海外では、多重故障をも仮定している国がある。」とのこと。また、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針類の見直しにあたっての見解(素案)」(2012.2.16、原子力安全委員会地震・津波関連指針等検討小委員会)によれば、今回動いた湯ノ岳断層を耐震設計上考慮すべき活断層と判断できなかった反省から、「これまで以上に認定根拠の本質に立ち返った総合的な検討を行うことで、活断層の見落としがないようにすることの重要性が指摘された。」とされ、「東北地方太平洋沖地震は、地震の継続時間が長かった。また、本震後も比較的規模の大きな余震が繰り返された。耐震安全性評価においては、こうした長時間の揺れや繰り返し地震動に対する施設・設備の影響を考慮する必要があると考える。」「耐震設計上の重要度分類指針の見直しの必要があると考える。」など、かなり大幅な改定が必要です。さらに、地震調査研究推進本部の長期評価で用いられている松田式による地震規模と比べて断層モデルによる地震規模がエネルギー規模で半分以下に過小評価されている問題や、耐専スペクトルでの近距離地震に対するデータの補充問題など、従来から私たちが指摘してきた根本的な問題点も未解決のままです。

福島第一原発重大事故に関する知見そのものが、まだ、これから得られる段階であり、今回のような津波災害に限った緊急対策を暫定的な安全基準として定めるだけでは、安全基準の重大な瑕疵の責任をとったことにはなりません。原子力安全委員会や原子力安全・保安院に代わる新組織が、これまでの安全基準の瑕疵をも引き継ぐのですから、責任を持って抜本的で全面的な改定を行うべきです。

### (3)改定基準を満たさない原発は廃止

斑目委員長は、さらに、改定した安全基準に適合しない原発は廃止すべきだとしています。これに関する黒川清国会事故調委員長とのやりとりを以下に抜粋します。

黒川委員長 ……日本は今まで原子力も技術立

国であるという評判があって、日本でこんなことが起こってということは非常に信じられないという話を随分聞きます。…委員会の問題、独立性の問題、人材の質の問題…マネジメントその他のシステムの問題とかいうことがかなりあからさまになってきたわけですね。そうすると、日本の原子力推進の基本にあるのは何なのか…そういうことからいうと、先ほど出ましたけれども、立地審査指針というのが昭和39年につくられたことの問題も、…今から考えてみると、日本がそういうのをつくったのは、明らかにアメリカのルールをまず最初は採用しながら、…いろいろな事故から学んで、どんどんきつくしていくというプロセスがあったんだけど、実はそれが結構緩かったんじゃないか…だから、それに対応できない限り日本の国の信用はなかなか大変だろうと思うんですが、そういうことからいうと、あの設置基準そのものからいうと、意外にもとのところからは合わないところが結構あるんじゃないか、もう建てられてしまっているんじゃないかという話も、あるルールのもとでは多分できているのかもしれないけれども、実際はかなりモディファイされたものを入れただけで、そこからちょっと進んでいないということが結構わかるんじゃないかと思うんです。そういうことからいうと、発電所が幾つもあるかもしれないということなどは、先生の御専門からいうとどう思われますか。

斑目参考人 まさにこれからしっかりと、多分ストレステストというも行われるんでしょし、指針類の根本的改定も行われると思いますけれども、それに合わない炉は当然廃止していく。そういう中で、本当に、総理がおっしゃったように、世界最高の安全水準というのを目指すんだというところの決心をもう一度し直す必要があるというふうに思っております。

### (4)電力会社提案の安全基準で国がお墨付き

斑目委員長は2月15日の国会事故調で、現在の安全基準が緩い理由を護送船団方式、すなわち、「船団の中で最も速度の遅い船に速度を合わせて、全体が統制を確保しつつ進んでいく戦術」になぞらえて次のように証言しています。

「護送船団方式といいますが、一番低い安全基準が何かを電力会社が提案すると、何となくそれを規制当局としてはのんでしまう。今度は、それが出されると、国が既にここでお墨つきを与えているんだから安全ですよといって、安全性を向上させる努力というのを事業者の方ではやらなくなってしまう。何かそういう悪循環に陥っていたのではないか。やはり、本来安全確保の一義的責任は、あくまでも電力会社にあります。したがって、電力会社は、国がどういう基準を示そうと、その基準をはるかに超える安全性を目指さなければいけないんです。それなのに、それをしないで済む理由として安全委員会がつくっているような安全審査指針類が使われているとしたら、大変心外だと思いますし、これからは決してそうであってはならないというふうに思っております。」

つまり、規制当局が電力会社と一体になって国のお墨付きの元になる安全基準を「規制される側にとって一番緩い基準」に合わせていたというのです。まずは、そのような護送船団方式を解体することが先決です。規制当局と電力会社の癒着関係を断ち

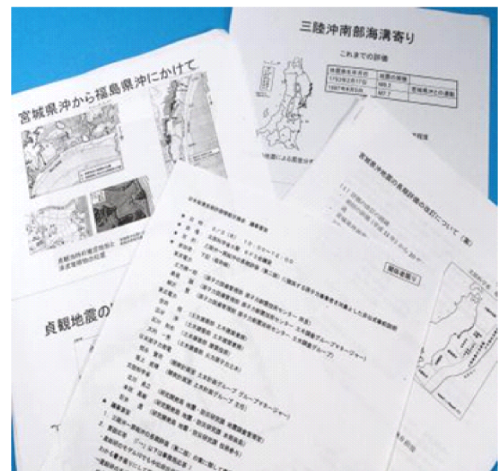
切ること、安全基準を最も厳しい安全側の基準に設定し、それに適合しないものは切り捨てて、閉鎖を命じることです。そうでなければ、国民の安全は保障できません。ところが、斑目委員長は、「安全確保の第一義的責任は電力会社にある」として、安全基準を抜本的に強化して安全基準を遵守させるという規制当局の責任を曖昧にしています。

電力会社の自主的努力への期待として、「第一に、こういう津波自体が想定を超えるものであったとしても、そこでもう手だてがなくなってしまうということはあってはならないわけです。津波は想定を超えたかもしれないけれども、その先の防備というか防護対策が何重にもなされているべきである、これが原子力の安全を守る原則です。それがなされていなかったということは非常に残念だというふうに思っております。それから二番目に、やはりあれだけの津波を想定できたかは別として、ある程度新しい知見というのが出てきていて、福島県沖においても大きな地震の発生があり得るという知見が出ていたわけですね。それなのに、それに対する対応がおくれたということ

## 電力会社の求めに応じ、推本の地震調査報告書で巨大津波の危険を修正

(共同通信2012.2.25、中国新聞2.26などから作成) 巨大津波に関する報告書の概要と情報交換会についての内部文書のコピー

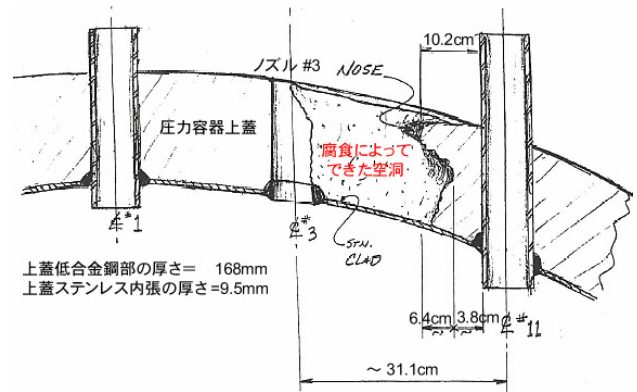
共同通信などによれば、文部科学省地震調査研究推進本部(推本)の地震調査委員会事務局は東日本大震災前に、宮城県などを襲った貞観地震津波(869年)の新知見を反映させた地震の「長期評価」報告書案を作成し、貞観地震と同規模の地震が繰り返起きる可能性がある」と指摘していたようです。ところが、震災8日前の3月3日、東京電力・東北電力・日本原子力発電の3社計9人と「情報交換会」と呼ばれる非公式会合を文部科学省内で開き、東電などが「貞観地震が繰り返していると誤解されないようにしてほしい」と求め、事務局は「内容は変えないが、誤解を生じにくいよう文章を工夫したい」と応じ、数日後には「繰り返し発生しているかは適切なデータが十分でないため、さらなる調査研究が必要」などとする修正案を作成していたそうです。電力会社側はさらに活断層評価に関する意見交換会も要求し、昨年3月末に会合が予定されたものの、結局開かれなかったようです。これらの事実は2月25日までの情報公開請求などで分かったと伝えられます。報告書の修正案は昨年3月11日の震災の影響で公表されていないようですが、調査委員を務める研究者らも知らされておらず「信じられない」などの声が出ており、文科省は「誤解を招かないよう表現を修正した」とし、東電は「文科省から情報交換したいとの要請があった。(修正を求めたのは)正確に記載してほしいとの趣旨だった」と弁明しています。原発推進に影響が及ばないよう地震・津波評価さえも修正されていたのです。



についても大変残念に思っております。」と述べています。しかし、最近マスコミで暴かれた、貞観地震に関する地震調査研究推進本部の報告書を電力会社が秘密裏に書き直させたと言うにあっては、何をか言わんやです。文部科学省の事務局が自主的に電力会社の意見を聞いて修正したとあっては、護送船団方式で「安全基準の厳格化を先延ばしにした」と言われても仕方がないでしょう。このような電力会社に「安全確保の一義的責任」を委ね、規制当局が電力会社の言うがままに、緩い安全基準で「規制」し続けることなど断じて許せません。電力会社は、原発のコストアップにつながる安全基準の強化に対しては全力で阻止しようとするでしょうし、コスト削減につながらない限り、自発的に「安全性向上」に務めることなどあり得ないのです。

にもかかわらず、斑目委員長は、2月15日の国会事故調証言で、「日本のそういう規制制度が、国がとにかく基準を定めなさい、これをクリアしていたら文句を言わないでくださいというふうになっていること自体が問題で、今度初めて、いわゆるストレステスト、総合的安全評価という形で、国の基準はここまでだけれども、それを超えてどれだけ努力しているかというのを見るような制度が入ってくるんだろうと思っています。そういう制度をどんどん入れないと、なかなか事業者は努力を怠ってしまいがちで、このあたりをしっかりと改善するべきだと私は思っています。」とし、「アメリカなんかでは、事業者が自主的にどんどん安全性を高める努力をすると、その結果、全体的に国が縛る範囲というのを高めてもよくなる。そうすると、さらに努力をする。要するに、グッドプラクティスがあれば、グッドプラクティスを褒めたたえると同時に、なぜほかのプラントではそれはできないのかということを問いかける形で、どんどんその全体を高めていく。ですから、国の基準も高めていく、それに先行して事業者自身がみずからのプラントの安全性を高めていく、これを常にやり続けなければいけない。継続的改善というのはそういう形で進むべきもので、いきなりとんでもない基準をぼんと示せばいいというものではないというふうに我々は考えてございます。」

今、日本が目指しているのは、斑目委員長がくし



デービスベッセの压力容器上蓋に開いた腐食穴

くも引用した米国方式の安全規制です。それは、安全目標を設定して重大事故のリスクを国民に受忍させ、確率的な安全評価で重大事故のリスク増加が十分小さければ出力増加や機器の効率化を認め、13ヶ月以上の連続運転や定期検査項目の削減・オンライン検査への転換を認め、原発の設備利用率を90%以上へ引き上げるといふものです。40年運転ライセンスと20年のライセンス延長による60年運転もほぼすべての原発に認めようとしています。その結果として、デービス・ベッセ原発(1977年4月運転開始)では運転25年で厚さ16.5cmの原子炉压力容器上蓋に貫通寸前の大きな腐食穴(最大幅17.8cm)ができるまで放置され続けたという深刻な事態が発覚しています。それは厚さ9.5mmのステンレスの内張でかろうじて破断を免れ、重大事故に至らなかったのですが、2002年2月からの定期検査で压力容器貫通官のひび割れを検査していて偶然見つかったものです。米国方式はこのような危険を招くおそれがあるのです。

東日本大震災が起こるまで、日本では、徐々に、このような米国方式へ接近しようとしていましたが、福島第一原発重大事故を機に、安全基準に瑕疵があると認めざるを得なくなったのを契機に、安全規制方式を全面的に米国方式へ転換させようとしているのです。これが安全基準の全面的見直しであるとするれば、安全基準の全面緩和にほかなりません。このようななし崩し的な基準緩和を許さず、安全基準の厳格化をあくまで求めていかなければなりません。電力会社にとってはとんでもない安全基準をいきなりぼんと示さなければならぬのです。

班目委員長に続いて2月15日の国会事故調で証言した寺坂信昭原子力安全・保安院長(2009.7.14～2011.8.11)も、その重要性を認めています。すなわち、「やはり安全基準。行政庁は基準に従ってどうしてもやる。それを超えるということについては、何らかのことがないとなかなか難しくなるというのもまた現実でございますので、そういう基準づくりというものをこの機会に改めてしっかりやり、日々その安全を第一として進んでいく、そういうことが最も重要なものだというふうに考えてございます。」と吐露しています。つまり、電力会社の自主性に期待しては安全基準を超える安全性の確保などできないということです。

#### (5)安全基準の全面的見直しは新組織で

班目委員長は、2月15日の国会事故調で次のように証言しています。

「原子力安全委員会自体が3月末でなくなりますので、3月末までに中間取りまとめを行っていただくと思っています。それで、安全設計審査指針の方に関しましては、残念ながら全面的な改定というわけにはいきませんので、全交流電源喪失対策と、それから最終ヒートシンク対策あたりについて、これはむしろ深層防護でいくと第三層よりも第四層まで踏み込んだような話になるんですが、それまで含んだ形の取りまとめを行って、後は新組織に引き継ごうというふうに思っております。それから、耐震設計審査指針の方でございますけれども、こちらについては、確かに津波に関する記述が非常に少なかったので、津波に関する記述をつけ加えた上で、さらにそれに対する手引などもつくって、これも、安全委員会自身がなくなってしまうので、指針として策定するというのではなくて、あくまでも中間取りまとめという形で規制行政庁に送ろうと考えています。というのは、指針の改定ということになってしまうと、実はパブリックコメントを受け付けなければいけなかったりで、日程的に間に合わないということから、中間取りまとめで受け継げば、これは新組織の方でしかるべき引き継ぎをしていただけるものだというふうに考えているということでございます。」

原子力安全・保安院がとりまとめた30項目の緊急対策については、石橋克彦国会事故調委員との対話で次のように暫定的だと認めています。

石橋委員 ただ、3月30日の保安院の緊急安全対策の指示、でも、こういうのはやはり応急的なもので、要するに、プラントの基礎体力をきっちり安全を担保する、そういう観点ではまだ今移行途中だということですよ。

班目参考人 もちろん、そういう意味ではそのとおりでございます。

#### (6)事業者の抵抗をはねのけ最大限努力する意思

安全基準を全面改定し原子力安全規制体制を抜本的に強化するためには、「やはり人である」と、班目委員長も強調しています。2月15日の国会事故調では次のように証言しています。

「実はきょう午前中も衆議院の予算委員会に呼ばれていましたけれども、その場で、三条委員会がいいのか規制庁という組織がいいのかというような議論もありましたけれども、それ以上にやはり人なんです。安全性を高めるためには、最大限の努力、どんなに事業者が抵抗しようと何しようと最大限の努力をするんだという思いがいかに強いかが、それだけで決まってしまう。そうでないと、また、何か一生懸命言いわけだけを考えて、現状のままでも何とかやるからというところにとどまりかねない。これはもう、組織の形態がどうあるかというよりは、そこを引っ張る人の意欲と知識で決まるのではないかというふうに私自身思っているところでございます。」

ところが、原子力安全・保安院のトップが素人だったことが、班目委員長に続く寺坂信昭原子力安全・保安院長(2009.7.14～2011.8.11)自身の証言で明らかになっています。以下に、野村修也国会事故調委員との対話を抜粋します。

野村委員 …保安院長としてのお役目についてお伺いしたいんです。寺坂元院長は、まさに官邸の中におられたということでもよろしいでしょうか。規制庁のトップとして、当時は官邸の中にずっと詰めておら



れたということによろしいでしょうか。

寺坂参考人 いいえ、違います。当初、11日の日の緊急事態宣言が出されて、その後、官房長官の記者会見…の補足…をするまでが私が官邸にいたところでございます、その後は…原子力安全・保安院のERC(原子力安全・保安院の建物内にある原子力災害対策本部事務局の部屋)、そこに戻っております。

野村委員 それは、どなたかからの命令でこちらに戻られたのでしょうか。

寺坂参考人 いいえ、私と次長との相談によりまして、私が原子力安全・保安院の方に戻り、次長に官邸の方に残ってもらったということでございます。

野村委員 平岡次長の方が官邸に残られたというのを決められた理由というのは、院長の方が官邸にいるべきではなかったんですか。

寺坂参考人 …私はどうしても事務系の人間でございますので、これだけの非常に大きな事故、技術的な知見というものも極めて重要になってくる、そういった中で、私が残るよりも、官邸の方に技術的によりわかった人間が残ってもらう方がいいのではないかというふうに、これは私自身が判断いたしまして、私が原子力安全・保安院の方に戻った次第でございます。

野村委員 私はちょっとびっくりするんですけども、原子力の規制行政のトップは原子力についての知見を持たない方がなっておられるということなんですか。

寺坂参考人 …私は原子力工学その他、理料系のそういう訓練と申しますか学問を積んで、それで原子力安全行政をずっとやってきたということではないということでございます、もともとは事務的な者でございます、次長のときに初めて原子力安全行政を担当した、そういうことでございます。

また、田中三彦国会事故調委員との対話で、原子力安全・保安院の人材も「弱い」と証言しています。

寺坂参考人 原子力安全・保安院が2001年にできて、それから人材の育成あるいは能力アップ、これは大変重要な課題ということで10年前後行ってきたと思っております。…もともとの、旧資源エネルギー庁等々の関係の行政組織の中での知見というものが足りないところがあるのではないかというようなことも踏まえた上で、発足から、いわゆる中途採用ということで、それぞれの技術的な能力が高い方、そういった方の採用というものを積極的に進めてきておったと思います。それ自身が、また一方で、現実のメーカーとかそういったところが中心になりますので、いわば利益相反とか、そういった議論というのが別途あるわけでありましてけれども、そういったことに十分注意を払いながら、また経済産業省原子力安全・保安院の職員となった上では行政官としての業務ということで務めていくということは当然でございますけれども、そういう面での能力アップというものを図ってきたところであります。ただ、現場にどこまで精通をしているか、あるいは技術がどういうふうにわかっているか、それから今回のような非常な緊急事態が、しかも同時多発的に起きたような状態の中で、さまざまな形での指揮、指導あるいは助言、そういったものができる人材というものがしっかり備わっている、そういう状態であったかと言われれば、その点については、やはり私としては否定的に見ざるを得ないということでございます。そういった意味での備えの足りなさということもあるんだろうと思っております。

田中委員 外国、例えばアメリカのNRCだとか、日本にそういうものをこれからつくろうとすることなんでしょうけれども、現状、欧米の規制当局、規制機関、そういうものと比較されるとどうい位置づけになりますか、日本の場合は、

寺坂参考人 専門性それから知見、習熟度、そういったものについては、諸外国、アメリカあるいはフランス、そういったところと比べたときに、行政機関、原子力安全・保安院の力というものは必ずしも十分なものではない、比べたときには強いものではないというふうに思っております。むしろ、弱いというふうに

思っております。

4月に発足予定の「原子力規制庁」は定員485人ですが、経済産業省から359人、文部科学省から45人、内閣府から69人が出向しますので、「弱い」体制がそのまま引き継がれることとなります。長官、次長、緊急事態対策監、審議官、原子力地域安全総括官の指定職計7人には元の省へ戻れない「ノーリターン」ルールが適用され、課長、安全規制管理官、健康管理担当参事官の政令職計12人も原則同様になります。しかし、環境省・経産省・文部科学省・原子力安全基盤機構など以外の省庁や独立行政法人への異動・天下りは可能ですし、一般職員は経産省等の顔色を見て仕事をしますので、原子力村との利害関係が断ち切れるかどうかには疑問が残ります。しかも、環境省内に空き部屋がなく、原子力推進を担う経済産業省の別館で業務を始めるとのことですので、建物も人も従来通りでは何も変わらないのではないのでしょうか。果たして、このような「原子力規制庁」で、本当に安全基準の全面改定は可能なのでしょうか。「事業者が抵抗しようとするのを最大限の努力をする」体制を構築するよう強く求めていきましょう。

#### (7) ストレステストの一次評価だけでは不十分

「ストレステストの一次評価では不十分だ」との斑目委員長の発言は、国会事故調での証言から2日後の2月17日に川内博史衆院議員(民主党原発事故収束対策プロジェクトチーム事務局長)と会談した際のもので、斑目委員長は2月20日の記者ブリーフィングで、次のように解説しています。

2月17日の川内議員との会談では、「今回の確認というのが、原子力発電所の運転の再開の可否の判断を行うものではない」ということをする説明して、ご了解いただいたというのが事実関係でございます。例えば、二次評価まで終わらなければ、運転再開はしてはいけないとか、そういうようなことは一切申し上げてございません。」「一次評価だけでは原子力安全委員会が要求している総合的安全確認が終わったということではない、というふうに理解している。その辺りをちょっと申し上げたのではないかと思います。

す。」「一次評価の結果をもって、政府が運転再開の可否の判断基準にしたい。これはもう、そちらの方で判断されるのは結構だとは思いますが、安全委員会で一次評価結果について確認を行う。これはあくまでも、運転再開の可否の判断とは直接関係なく行いますよということをしっかりと申し上げて、それで川内議員に納得していただいたという、それだけです。」

「この総合的安全評価というのは、原子炉の運転とは無関係に行われるもの」であり、「一次評価と二次評価でセットだというふうに、我々理解しています。」「今回の一次評価というのを運転再開の可否と結び付けるというのは、これは政府の方の判断であって、原子力安全委員会の方の判断ではない」

「要するに、二次まで終われば、安全性が確認できたというわけではないんです。何回も申し上げているように、安全宣言は二次評価が終わっても、安全委員会としてはするつもりはないんです。ただ、安全性がどれくらいあるかということについては、一次評価では不十分だと思いますけれども、二次評価までやればかなりのところが見えてくるんだろうと思っています。そういうのをしっかりと国民に説明することが一番大切なんです。それで、そのためには一次評価では出てこないけれども、二次評価の時にはこういうことに留意してくださいねというようなことは、なるべくまとめようと思っています。」

つまり、一次評価に対する原子力安全委員会の確認は二次評価(総合的安全評価)に向けた注文をつけるということに尽きるということであり、再稼働に向けた安全性の確認ではないということです。原子力安全委員会にできない「安全性の確認」を専門家ではない首相・官房長官・経産相・原発事故担当相で果たしてできるのでしょうか。西川福井県知事はストレステストによる総合的安全評価そのものに疑問を呈しており、福島第一原発重大事故の知見を反映させた新しい安全基準を再開の条件として求めています。この改定も3月末で廃止される原子力安全委員会ではできませんし、新しい組織でも目処は立っていません。この際、全原発・核施設を全面停止して、原子力規制体制を抜本的に再構築し、

福島第一原発重大事故の事故原因・経過を徹底究明し、その結果を受けて安全基準を抜本的に改定し、安全審査を一からやり直すべきではないでしょうか。それまで、全原発・核施設の運転を止めたままにしておくべきではないでしょうか。

(8)再稼働の条件は定期検査に合格すること

ところが、斑目委員長は2月20日の記者ブリーフィングで次のように無責任な発言をしています。

「再稼働の条件というのは、原子力安全・保安院の方で、しっかりとした定期検査をやって、災害の防止上、支障のないことを確認したということだろうと思います。」「法律的にもそうなっていると思います。」「そもそも原子力安全・保安院の方で、本来だったら、定期検査が終わったら、しっかりと安全確認をして、それで運転再開ができるというルールですよ。しかしながら、現状においては、今までの確認方法だと大きな穴があったということも、これははっきりしていますよね。従って、緊急安全対策というのを打った。それで恐らく、大きな穴はふさがっているだろうと思う。ですから、あとはどれだけちゃんとしているかという確認、評価が必要だという状況であると。そういう状況において、最終的に政府の方で運転再開を決めるならば、これに対して原子力安全委員会がそうであってはならないと言う理由は全くない。あくまでも原子力安全委員会は、どうもよく考えてみると、これで運転を再開したら大きな事故が起こる蓋然性が非常に高いと思ったら、これは勧告権を使って止めさせますけれども、そういう状況だと認識しているわけではないということです。」

国会事故調の証言では、安全基準の瑕疵を認め、全面的な見直しが必要だと強調しておきながら、今の安全基準で定期検査をやって合格させ運転再開を認めるのは問題がないと発言するのは、極めて無責任であり、安全規制行政における瑕疵の上塗りではないでしょうか。「大きな事故が起こる蓋然性が非常に高い」とは思えないことに根拠はありません。

斑目委員長は言います。「今回の事故で明らかになったような、安全性確保のための防護策というのに大きな穴があいていたことが明らかになってしまっ

たわけですね。それに対しては、緊急安全対策を打ったことによって、一応、対策が打たれたように見えるわけです。だけれども、それはやはり見えるだけであって、しっかりとした評価というのをやはりやるべきであるというのが、原子力安全委員会の主張なんです。だから、そういう意味からいくと、もし、一次評価の時点か何かで相変わらずこれは災害の防止上、重大な問題であるかもしれないということになったら、これは安全委員会としても勧告権までありますから、やめた方がいいですよという話になる可能性は、それはなくはないかもしれませんが、現実問題として、一見そうではなさそうに見える。だけれども、そういう話とは別に、やはり総合的な安全評価というのをしっかりやって、それで事業者は自らのプラントの脆弱性、頑健性をしっかり理解すべきだし、それを理解した上で安全性向上というのを続けるべきだということをずっと言い続けています」と。

しかし、これは自分自身に向かって言うべきです。斑目委員長は、「福島第一原発がそうであったように、安全なように見えてもそうではない。安全基準に瑕疵がある以上、安全基準が全面的に改定され、安全審査がやり直されない限り、安全性は確保されていないので運転再開を認めるべきではない」と、総理大臣に勧告すべきではないのでしょうか。

斑目委員長は2月20日の記者ブリーフィングで次のようにも述べています。

「安全性の判断とは何ぞやという話になりますけれども、原子力安全委員会としては、常日頃申し上げているように、いわゆる安全宣言をするつもりはございません。逆に、これは絶対安全だとか、あるいは、十分に安全だというような宣言をしてしまうと、これは事業者自身が更なる安全性向上対策を取ろうとすることに対して、妨げになるものだというふうに思っております。」しかし、今問題になっているのは、「安全基準に瑕疵があり、それが是正できていない段階で原発の運転再開を認めるのが妥当かどうか」であり、「安全宣言を出せる状態にはない」ということです。むしろ、「現状では安全ではない、危険かもしれない」という「危険宣言」あるいは「非安全宣言」をこそ出すべきではないでしょうか。